



## 第 27 号

### 社団法人 岐阜県浄化槽連合会 会誌

発行日 平成17年 6月20日  
発行所 岐阜市六条大溝 4-13-4  
発行者 社団法人 岐阜県浄化槽連合会  
会長 玉川福和  
電話番号 058-274-0617  
FAX番号 058-275-7045

## 目 次

「浄化槽法の一部を改正する法律」 成立について ...	1
平成16年度浄化槽実務者研修会 玉川会長挨拶 .....	2
浄化槽の将来展望と施工及び 維持管理技術の問題点について ...	3
財団法人環境整備教育センター理事 大森 英 昭	
雑排水未接続浄化槽に関連する 法的根拠について .....	10
岐阜県廃棄物対策室	
法定検査結果について(7条関係) ...	12
財団法人岐阜県環境管理技術センター課長 田中 義 勝	
「浄化槽法の一部を改正する法律」成立 ...	14
揖斐川町 合併浄化槽併用で 建設コスト大幅削減 .....	15
全国浄化槽法定検査実施率 .....	16

## 「浄化槽法の一部を改正する法律」成立について

浄化槽法の一部を改正する法律が成立し、5月20日公布された。

今回の改正の概要は

- ① 目的の明確化
- ② 浄化槽からの放流水に係る水質基準の創設
- ③ 浄化槽設置後の水質検査の検査時期の適正化
- ④ 浄化槽の維持管理等に対する監督の強化

となっている。

今回の改正は、浄化槽が恒久的な生活排水処理施設であることを、法律上において、明確化したものである。今後は平成18年2月1日の施行期日に向けて省令等が検討されるが、

省令改正では

- ① 保守点検において、設置者から「わかりにくい」との指摘がある点検時間、点検回数に対する不信感を払拭するため、現行法にある期間ごとに一回以上の以上を削除して一回とすること。
- ② 11条検査の時期を明示すること。
- ③ 維持管理（保守点検・清掃・法定検査）三業種の連携を強化すること。

については必ず規定されなければならない。

浄化槽が恒久的な生活排水処理施設として、誰も疑問を持たないシステム作りと作業内容の徹底が、今回の省令改正に不可欠である。

## 平成16年度浄化槽実務者研修会

### 「浄化槽の将来展望と施工及び維持管理技術の問題点」

3月22日、23日、29日 3日間3会場で開催

平成16年度浄化槽実務者研修会が平成17年3月22日、23日（長良川国際会議場）29日（高山市民文化会館）において、当連合会と岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会によって開催された。研修者は実務担当責任者及び経営者、県振興局、岐阜市、メーカー、消毒剤業者で合計524名であった。

研修会では玉川福和会長から最新の情報分析と業界の取り組むべき課題について説明があり、猿渡要司岐阜県環境局長（岐阜会場）成原嘉彦飛騨地域振興局長（飛騨会場）の挨拶があって、研修がスケジュールに基づいて行われた。



### 会長挨拶

社団法人岐阜県浄化槽連合会

会長 玉川 福和

国土交通省通知（H16. 12. 16）

「下水道使用料は、下水道事業の管理・運営費用のすべてを回収できる金額とすること」

今日の研修会もそうありますが、岐阜県では毎年1,000人ほどの人が集まっていたいて大会を開いております。おおよそ中身は、下水道をやると日本は大変ですよと、こういうことをこの5、6年訴え続けてまいりました。やっと国のほうが意思表示をしました。国土交通省であります。平成16年12月16日「下水道経営に関する留意事項について」という通知を都道府県宛に出しました。内容は、下水道経営は市町村の財政に極めて大きなダメージを与えていますよということを公にしたわけです。そこには、わかりやすく中身が書かれています。

国土交通省通知（H16. 12. 16）

#### 1. 下水道経営の健全化に向けた取り組みへの留意事項

##### (1) 明確な経営目標と経営見通し

経営改革によって地方公営企業の経営基盤の強化を図っていくためには、企業経営の現状や展望等についての情報を作成・開示しながら住民の理解と協力の下に経営を進める必要があります。このため、中期経営計画を策定、業績評価の実施等を通して、より一層計画的・透明性の高い企業経営の推進に努める必要があります。

また、計画、施工、維持管理といった事業の各段階において、将来の経営目標、経営見通しを継続的に点検・修正していくことが必要です。

##### (2) 適切な下水道使用料の設定

下水道管理者は、能率的な経営の下で必要となる事業の管理・運営費用のすべてを回収できる水準に

下水道使用料を設定し、これを確実に徴収するように努めなければなりません。

今後は、人口減少や節水型社会の進行等により、全体として水需要の低下や水質の変化等が見込まれることから、水需要の動向に応じて料金体系も含めた適時適切な見直しをしていく必要があります。

(3) 接続の徹底

接続の不徹底は、下水道施設の遊休化や公共用水域の水質への悪影響、下水道経営の問題、接続済の者と未接続者との間の負担の公平など、無視し得ない多くの問題を生じることになるため、早急に改善しなければなりません。

接続を徹底するためには、接続の意義や未処理汚水が環境に与えるダメージ等を分かり易い形で住民等へ説明し、社会的コンセンサスを形成することが不可欠です。

(4) 経営情報の公開・透明化

上記のような各種施策を推進するためには、下水道管理者による積極的な情報の公開と説明責任の徹底が不可欠です。

また住民等から下水道整備の必要性についての正しい理解を得るためには下水道整備が公共用水域の水質保全に与える効果、そのための費用と料金負担の関係等についての情報を分かり易く開示する必要があります。

(5) 企業会計の導入

事業の計画性や透明性の確保、公費で負担すべき部分の明確化等に向けて、企業会計方式の導入による財務諸表等の作成が有効です。

今後は、企業会計方式を導入し、経費負担の原則を明確に示すとともに、収入、コスト、資金の調達状況等が適切に区分して表示されている財務諸表等を通して、下水道事業の経営状況を理解し易くすることが必要不可欠です。

(6) 意識改革

下水道管理者においては、議会、住民等に対して十分な説明を行うことを抜きにして事業の円滑な運営は望めないことを再認識する必要があります。

特に下水道事業は、地方財政法で地方公営企業として位置付けられており、独立した企業として経営が成り立つことが期待されていることから、企業体であることの明確な自覚をもって経営に取り組まなければなりません。

以上のことが国から県に、そして県から昨年12月27日付で市町村に通知されました。今後、これらのことを実施していただろうと思われま。そこで、今日この研修会に参加した人達は、一体どうゆうことなのかを十分承知する必要があります。

アンダーラインを引いたところを改めて見てください。

(1) 透明性の高い企業経営の推進に努める必要がある。

透明性の高い企業経営は今までしていなかったですよ。市町村は下水道経営について透明性が極めて不十分であったから、これを改めなさいよと言っているわけです。

(2) 適切な下水道使用料の設定。

事業の管理・運営費用のすべてを回収できる水準に下水道使用料を設定。

適切な下水道使用料の設定。これは一体何なのか。下水道には建設費、起債の償還費、さらに維持管理費があります。これらをすべて回収しなきゃいかんと、これはもう明らかにこう言ったわけです。このことは毎年大会でも皆さんに説明をしてくれていますが、今後、浄化槽を下水道にかえたいがという設置者から質問があったときには、きちんと答えてあげなきゃいかん。聞いたことのない話だなんてことは絶対にないようにしなきゃいけません。

(3) 接続済の者と未接続者との間の負担の公平など、無視し得ない多くの問題を生ずることになるた

め。

要は、接続せよ、接続せよと言っておいて、気がついたら市町村がとんでもない赤字をしているといった、うそをついて接続するなということです。

- (4) 積極的な情報公開と説明責任の徹底。費用と料金負担の関係等についての情報を分かり易く開示する必要がある。

市町村は下水道計画の段階で、これだけ費用がかかりますよ、したがって本当はこれだけ負担が必要ですよといった情報や説明を怠っておった。分かり易く開示する必要があるということです。

- (5) 企業会計の導入。

30年間かけて下水道事業をやって、いくら赤字になってきたんだということが、企業会計を導入すると明確になる。明確にする必要があると言っているわけです。

- (6) 意識改革。議会、住民等に対して十分な説明を行うことを抜きにして事業の円滑な運営は望めないことを再認識する必要がある。

そして意識改革。これが大事。これは役所に対して言っている。事業を実施する人達に言っています。

今日、私は皆さんに向かって言っている。皆さんにも意識改革する必要がありますよと。何となく浄化槽の仕事をして、その浄化槽が何となく下水道に接続していく。何となく見逃している。自分がきちっと説明する義務があるにもかかわらず、意識もなく漫然と日を過ごしている。こういう人がこの会場にも多いと思われま。私も含めて、この意識を改革する必要がある。これは私達が提供する情報が、住民にとって知り得る唯一の情報であるわけで、私達はその知らせするという役割を果たさなければならない。世の中のために少しでも役にたつように努める必要があります。

## 2. 下水道経営に関する指標等（全国値）

### (2) 経営の効率性

$$\begin{aligned} \text{ア 使用料単価（円／m}^3\text{）} &= \begin{array}{l} 128.53 \text{円／m}^3 \quad \text{（公共下水道）} \\ 143.64 \text{円／m}^3 \quad \text{（特定環境保全公共下水道）} \end{array} \\ &= \frac{\text{使用料収入}}{\text{年間有収水量}} \times 1,000 \end{aligned}$$

〔 有収水量 1 m<sup>3</sup>あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示す。  
使用料の設定は、団体毎に、地域の実情に応じた体系を採用しているところであるが、ウに示す経費回収率が著しく低い団体にあつては、使用料設定上の問題点を究明する必要がある。 〕

$$\begin{aligned} \text{イ 汚水処理原価（円／m}^3\text{）} &= \begin{array}{l} 198.02 \text{円／m}^3 \quad \text{（公共下水道）} \\ 522.86 \text{円／m}^3 \quad \text{（特定環境保全公共下水道）} \end{array} \\ &= \frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}} \times 1,000 \end{aligned}$$

（※ 汚水処理費＝汚水に係る維持管理費及び資本費）

$$\begin{aligned} \text{汚水処理原価} &= \begin{array}{l} 67.61 \text{円／m}^3 \quad \text{（公共下水道）} \\ \text{（維持管理費）} \quad 158.73 \text{円／m}^3 \quad \text{（特定環境保全公共下水道）} \end{array} \\ &= \frac{\text{汚水処理費（維持管理費）}}{\text{年間有収水量}} \times 1,000 \end{aligned}$$

（※ 汚水処理費（維持管理費）＝汚水に係る管渠費、ポンプ場費、処理場費及びその他）

$$\begin{aligned}
 \text{汚水処理原価} &= 130.41 \text{円}/\text{m}^3 && (\text{公共下水道}) \\
 (\text{資本費}) &= 364.13 \text{円}/\text{m}^3 && (\text{特定環境保全公共下水道}) \\
 &= \frac{\text{汚水処理費(資本費)}}{\text{年間有収水量}} \times 1,000
 \end{aligned}$$

(※)法適用 汚水処理費(資本費)＝汚水に係る企業債利息及び減価償却費  
 法非適用 汚水処理費(資本費)＝汚水に係る地方債等利息及び地方債償還金

有収水量 1 m<sup>3</sup>あたりの汚水処理費である。なお、汚水処理費は、維持管理費と資本費に分けられる。  
 特に、汚水処理原価(資本費)については、他の同程度の団体と比較して高ければ、処理場等の能力等が現時点では過大なものとなっている可能性が高い。このため、早期に計画上の処理量に達するよう末端管渠等の整備を促進する等の措置を講じる必要がある。  
 また、今後整備を進める団体については、計画の見直し等も含め、過大な建設を回避することにより、将来の建設費の削減を徹底する必要がある。

国土交通省は同時に上記の下水道経営に関する指標等(全国値)を示しています。

(2)経営の効率性、ア 使用料単価 これは住民が払う使用料金です。じゃあ、本当はいくら払わないといかんのかと言いますと、イ 汚水処理原価で、これだけかかっているという金額です。公共下水道の198.02円/m<sup>3</sup>という数字は、東京をはじめとする大都市圏が古くから下水道をやっていますから、そういうところが平均単価を下げているのであって、公共下水道もここ20年以内に建設されたものは特定環境保全公共下水道と同じ522.86円/m<sup>3</sup>と考えてよいでしょう。

やがて、市町村も、そして私達も同じような形で住民にお知らせすることになると思いますが、下記の「下水道使用料金のお知らせ」は私達の予測し得るものです。

## 下水道使用料金のお知らせ

国土交通省下水道部より下水道使用料金の適正化、費用と料金負担の関係について情報を分かりやすく開示する必要がありますと通知がなされました。(国都下管第10号 H16年12月16日 通知)

〈内容〉

「下水道使用料は、下水道事業の管理・運営費用のすべてを回収できる金額とすること」

今回の通知に従い、当該地域の下水道処理施設「○○○○○」の使用料の目安を算定しましたのでお知らせ致します。

一般家庭	1世帯1ヶ月の使用水量(標準値)	年額
	20m <sup>3</sup>	125,486円
30m <sup>3</sup>	188,230円	

※汚水処理原価＝522.86円/m<sup>3</sup>(国交省が示した全国値)

詳しい内容については、下記までお問い合わせ下さい。

岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会

TEL: 058-276-0306

## 講 義

# 浄化槽の将来展望と 施工及び維持管理技術の問題点について



財団法人日本環境整備教育センター  
理事 大森英昭

### 〔浄化槽の将来展望〕

浄化槽の将来についてはファクターがいくつかあると思います。

最初は、やはり市町村の生活排水処理計画、それに伴う各種の施策の進行状況が、まず出てきます。

二つ目は浄化槽そのものが安定性の高い、維持管理のしやすい浄化槽でありますかといったことだろうと思います。

さらに三つ目としては、そういった浄化槽の維持管理がリーズナブルな条件で実施され得るのか。例えば、保守点検というのは供用開始後どれくらいの間隔で、年何回くらい行うことになっているのか。あるいは一回一回の保守点検の中身ではどうゆう作業が行われるのか。さらに清掃というのはどうゆう段取りで、どんなふうに行われるのか。最終的に11条検査がこの管理状況、使用状況の評価のためにあるわけですが、そこで出てきた検査結果がどうゆうふうに行政や設置者に反映するのかということが大変重要であります。

この浄化槽の特徴はこういうことになっていて、年何回の保守点検、清掃、さらに7条、11条の法定検査がいりますよといった説明が設置者にされたかどうか。誰が責任をもって説明するのか。そして設置者が理解したかどうか。さっぱり曖昧模糊としております。そういったことが設置者には不安感となり、そうこうするうちに、通りを隔てた向こう側に下水管が通りました。聞いてみると下水道使用料金は安い、誰が安いと言ったのと聞くと、これだけの料金を払えばよいと役所がいった。だから下水道に接続したい。こういったことがあまりにもありません。設置者にきちっとした情報を与えることができるのは、浄化槽業界の人間以外に手がないんだろうと思います。

### 市町村の生活排水処理計画の進展

今の国会で浄化槽法の改正が成立すると、その中で従来と最も大きく違うところは、浄化槽の目的に公共用水域の水質保全対策という目的が明確に表示されるということ。従来浄化槽は型式認定とか性能評価で放流水質がいろいろ規定されておりますが、これは性能規定でありまして、放流水質の規定はなかったわけでありまして、今度は明確に放流水BOD<sub>20</sub>mg/L以下とかに放流水質が規定される。つまり、浄化槽は公共用水域の汚濁防止対策として明確な放流水質のもとに、公共事業的に取り扱われることが明らかになる筈であります。

そこで大きな課題は、全国の浄化槽の7～8割が単独浄化槽だということです。これがそのまま継続使用している。そうすると、合併浄化槽を鐘や太鼓で推進してきたが、単独浄化槽がある限り、未処理の雑排水、劣悪な単独浄化槽の放流水が放流される。つまり、単独浄化槽の存在地域では水質汚濁がよくなるというのは常識であります。にもかかわらず、県も市町村も積極的にこれを合併浄化槽に切り換えていく努力をしていない。何でやらないのか。住民が自主的に手をあげて、私は今は単独ですが、あしたから合併にしたいので手続きを教えてほしいといわんかったらほったらかししておくのか。じゃあ、どうすれば既存単独の合併化という行政施策が、やって当たり前ということになるのか、これが今後の大きな課題であります。

### 望ましい浄化槽について

現在の浄化槽は大半がいわゆる小容量型、コンパクト型であります。小さくなって、人槽容量の算定と使用条件というのは一体どこで合致するんだらう。例えば、いま人員算定をやりましても、もはやコンビニとか、スーパーとか、ファミレスといったところは合わないというのが歴然と出ております。浄化槽というのは、いろんな使用条件の変化があります。1人1日の使用水量の問題があったり、1世帯の家族数の問題がある。こういったいろいろ変動するファクターに対して、どこまでの許容力を持った浄化槽であるかということが最も大事なことでありまして、ぎりぎりいっぱいのところ勝負しようというものでは本来なかった筈であります。それが、もはや性能評価だけのルール無きがごときコンパクト型となり、後は保守点検、清掃技術で補えという時代になったわけであります。今浄化槽に向けて行政的な風が吹いているところに、浄化槽そのものに対する処理機能の信頼性が少しでも低下するようなことがあったら、これは将来に水を差すことであります。浄化槽メーカーはどこに出しても恥ずかしくないものを作る責任がある。それに、いったん、小さくて浅いものが出ますと、工事業者はそれ以外を選択しないんです。じゃあ、工事屋さんには何の責任もないんだらうか。ないとおっしゃるわけであります。そうすると、浄化槽そのものの品質、性能と工事業、流通機構の関係の改善が必要になるわけですが、そこで誰がこういったことに対してメスを入れたり改善することが出来るでしょうか。これが出来るのは保守点検、清掃業者であり、法定検査機関しかないんです。実際に保守点検をやり、運転調整をやった結果、これはなるほど理屈に合って、処理機能が成立するよというか、叩けども、押せどもなかなかうまくいかんよというか、こういった評価というものは、今や学者、技術屋の先生方がおやりになる仕事ではなくて、現業として保守点検、清掃あるいは法定検査をやっている人が実質評価して、望ましい浄化槽と望ましくない浄化槽を区別をつけていくといったことを実行してする以外に歯止めがないような気がしております。

下水道が入ってきて、どんどん浄化槽が減るということは当たり前だと思っている人がまだ沢山いる。

住宅着工件数の増減で示されるような経済動向に支配されて、あなたまかせで浄化槽のマーケットを与えられてきただけであります。その中で、なんらかの条件で設定されたマーケットをどうやって獲得するかという営業活動しかなかったわけであります。そこへ下水道が入ってきて、どんどん浄化槽が減ってしまうから、うちはもう維持管理業はあがりですと言う。何か話を聞いておりますと、下水道がきて浄化槽が接続されることに疑問を持っていない、初めから当たり前だと思っている人がまだこの分野には沢山いるようであります。なぜ、この地区は下水道事業が妥当なのか、妥当でない

のか、声を大にして行政や住民に働きかけをしないのか。

下水道計画の見直し、浄化槽の採用は市町村長や議員に対してどんどん話を持っていく。

赤字にならない生活排水対策はどうしたらいいのかといったことを業界団体からレクチャーしてもらって、初めてそこで目覚めて、生活排水問題の改革に取り組もうではないかといった議員は、いまどんどん増えつつあります。何とかこのところをやっていかなきゃいかんと思っております。

将来の展望はどうなるかというのは、黙っていても誰もつくってはくれません。浄化槽を推進することは、いかに国民の費用負担を軽減し、自治体の経営を健全にもっていくかということで、業界エゴでも何でもなし。浄化槽の主張というのは全国民のための主張であることが間違いなく成立するものであります。そういった活動は当然日常の業務の中に含まれてくると私は信じております。

### 〔施工と維持管理の問題点〕

浄化槽に対して誰が責任を持っているのか。法律では管理者の責任だと書いてありますが、管理者が名目以上の責任をとれることはない訳であります。そうすると、工事、保守点検、清掃、法定検査がありますが、最終的に誰が責任を持って対応するのかという責任体制がいま極めて不十分であります。特に、保守点検と清掃に関しては、いずれがどれぐらいの割合で責任を持つのかについては大変困っております。

特にコンパクト型は水平の保持が極めて重要。

工事をする人がどこに気をつけなければならないかという最初の問題は、コンパクト型の大きな特徴として、二次処理が生物ろ過と担体流動ばっ気槽の組み合わせになっておりますが、この二つの装置が上下に分かれており、上の方が常時ばっ気攪拌され、下の方が静止状態でろ過機能を期待されている。現在の生物ろ過と称するろ過装置の機能は大変すぐれています。ろ過機能がよく発揮されています。ところが、放っておくとすぐ詰まってしまつてろ過機能は一巻の終わりになってしまうということです。こうゆうろ過とか沈殿という物理的な機能は、その機能がすぐれているほど早くたくさん汚泥が蓄積するというのは当たり前であります。そうすると、ろ過装置のところにとまった汚泥は洗浄して排出しなければ、新たなろ過機能というものは回復しません。そこに散気管が取りはずしができないように作られています。そうすると、散気装置から均等に空気が出るか出ないかというのは、ブローアの圧力の設定と同時に、槽の水平が間違いなく維持されているかどうかにかかってくるわけです。もし空気の出方が不均衡になるような水平の狂いがあったら、二次処理機能はアウトです。そのほか水平が狂うと多くの障害が発生します。水平の保持というのが極めて重要であります。

工事業者は設置者に保守点検、清掃、法定検査を明確に理解させる努力が必要。

地域によっては、その地区の保健所に毎月の設置届分だけ集まってもらって、維持管理についての説明会をやっているところもあるし、業界の人達が交代で設置予定者に説明を行っているところもありますが、こうゆう努力があるかないかでは、11条検査の申込みも大幅に変わってくるわけでありませぬ。そこで、設置者に最初にお目にかかるのは工事業者でありますから、ソフトの情報提供を必ずやってもらいたいのであります。



工事業者はコンパクト型や高度処理型においては、しっかり試運転調整をすること。

浄化槽設備士と管工事の資格者と仕事の違いはどこにあるのかをめぐって、いろんなやりとりが以前ありましたが、単なる管工事の技術だけではなくて、浄化槽という生物反応装置をどうゆうふうで運転制御できるか、できないかを検討しなければならない。それが浄化槽設備士なんだ。ということで当時は了解が成立した。そこで浄化槽設備士が、浄化槽の構造、機能に対する知識を持って本当に現場の工事に当たっているかどうか、これは甚だ疑問であります。すべて第三者が条件を整えてくれる、だからこれを埋めればいいんだといった感覚が今でも存在しているように思われます。それが証拠に、容量が小さくて、水深の浅い浄化槽ほどよく売れるという現実であります。それから肝心なことは工事業者のいわゆる試運転調整技術で、事後の性能に大きく影響してきます。工事屋だから、保守点検のことはわからんよとか、構造、機能まで勉強していなかったということはありません。で、構造基準型と比べて、コンパクト型や高度処理型は非常に大きな工事の精度が要求される。これをしっかり念頭に置いていただきたい。

保守点検の計画（回数）と作業内容を設置者に明確に伝える義務がある。

保守点検作業が何ヶ月間隔で年間何回行われ、一回の保守点検作業ではどういった浄化槽の機能に対して、どんな項目の保守作業、点検作業が行われるのか、これが設置者に明確に理解されるように伝える義務があります。したがって、最初に保守点検に行った段階で、設置者にその条件を伝えて、できれば最初の点検時には、いま何の目的で何の作業をやっているのかといったことをちゃんと見てもらって説明をしておくことがまず大事です。保守点検の結果については記録票を作りますが、当然ながら、これはその時間帯の正確な記録でなければなりません。保守点検というのは、やっぱり清掃によって、水位を下げた断面の状況を明確に確認して、保守点検記録と清掃記録をつき合わせて、じゃあ共同でこの浄化槽の機能に対する責任を果たすためには、今までの保守点検、今までの清掃のどこをどう改めればいいのかといったことを、情報を共有しながら検討する必要があります。この両者がお互いにそっぽを向いているのでは、浄化槽に対する責任、設置者に対する責任は絶対に果たせない。さらに、両者は法定検査機関にそれぞれの記録を送る。これによって、法定検査の正確度の上昇と効率の上昇が図られると思っています。

誰も疑問を持たない体制と仕事の中身。

浄化槽に係わる者が、一定のルールにしたがって、誰も疑問を持たないような体制と仕事の中身を成立させなければなりません。そこではじめて、浄化槽は安心してまかせておけるんだということが成立するんです。さらに、これは浄化槽の普及促進にもつながるんだと思います。

# 雑排水未接続浄化槽に関連する法的規定について

岐阜県廃棄物対策室

区分	根拠条文	罰則等
設置者	<p>第3条（浄化槽によるし尿処理等）</p> <p>2 何人も、浄化槽で処理した後でなければ、浄化槽をし尿の処理のために使用する者が排出する雑排水を公共用水域等に放流してはならない。</p> <p>第3条の2</p> <p>何人も、便所と連結してし尿を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備又は施設として、浄化槽以外のもの（下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設を除く。）を設置してはならない。ただし、下水道法第五条第一項第一号に規定する予定処理区域（同法第四条第一項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けた同項の事業計画において定められたものに限る。）内の者が排出するし尿のみを処理する設備又は施設については、この限りでない。</p>	罰則なし
	<p>第5条（設置等の届出、勧告及び変更命令）</p> <p>浄化槽を設置...しようとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市...）及び当該都道府県知事を經由して特定行政庁に届け出なければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の届出を受理した場合において、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画について、その保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から改善の必要があると認めるときは、同項の届出が受理された日から二十一日（第十三条第一項又は第二項の規定により認定を受けた型式に係る浄化槽にあつては、十日）以内に限り、その届出をした者に対し、必要な勧告をすることができる。</p>	<p>第63条（罰則）</p> <p>未届出、虚偽の届出 →3月以下懲役 50万円以下罰金</p> <p>罰則なし</p>
浄化槽 工事業者	<p>第6条（浄化槽工事の施工）</p> <p>浄化槽工事は、浄化槽工事の技術上の基準に従って行わなければならない。</p> <p>※浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等に関する省令</p> <p>第1条（浄化槽工事の技術上の基準）</p> <p>浄化槽法（以下「法」という。）第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 浄化槽工事用の図面及び仕様書に基づいて行うこと。</p> <p>四 工事開始に当たっては、浄化槽の設置位置、放流先等現場の状況を十分把握し、適切な施工に努めること。</p> <p>※浄化槽法の解説（環境省浄化槽対策室監修）</p> <p>浄化槽工事は、浄化槽が設計どおりの正常な機能を発揮し、容易かつ適切な保守点検及び清掃を実施するために極めて重要なものである。したがって、浄化槽工事を行うには、工事に関する技能とともに浄化槽全体及び各単位装置の機能に関する知識、保守点検や清掃に対する十分な理解が必要である。</p> <p>ここで、法第2条（定義）中の「二 浄化槽工事 浄化槽を設置...」とは、管きよ、浄化槽本体及び付帯設備を、浄化槽の構造基準に適合するように、敷設若しくは施工することである。</p>	罰則なし
	<p>第21条（登録）</p> <p>浄化槽工事業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p>	<p>第59条（罰則）</p> <p>未登録で浄化槽工事業 →1年以下懲役 150万円以下罰金</p>
	<p>第29条（浄化槽設備士の設置等）</p> <p>浄化槽工事業者は、営業所ごとに、浄化槽設備士を置かなければならない。</p> <p>2 浄化槽工事業者は、前項の規定に抵触する営業所が生じたときは、二週間以内に同項の規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。</p> <p>3 浄化槽工事業者は、浄化槽工事を行うときは、これを浄化槽設備士に実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽工事業者が自ら実地に監督しなければならない。ただし、これらの者が自ら浄化槽工事を行う場合は、この限りでない。</p>	<p>第64条（罰則）</p> <p>未措置 →30万円以下罰金</p> <p>第64条（罰則）</p> <p>監督せず工事 →30万円以下罰金</p>

	<p>第31条（帳簿の備付け等）  浄化槽工事業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p> <p>※浄化槽工事業に係る登録等に関する省令  第10条（帳簿の記載事項等）  法第三十一条の規定により浄化槽工事業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げる事項とする。  一 注文者の氏名又は名称及び住所  二 施工場所  三 着工年月日及び竣工年月日  四 工事請負金額  五 浄化槽設備士の氏名</p> <p>4 第二項の帳簿は、浄化槽工事ごとに作成し、かつ、これに次の書類を添付しなければならない。  一 処理方式及び処理能力を記載した書面  二 構造図  三 仕様書  四 処理工程図</p> <p>5 浄化槽工事業者は、第2項の帳簿及び前項の規定により添付した書類を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間当該帳簿及び添付書類を保存しなければならない。</p>	<p>第64条（罰則）  帳簿なし、虚偽記載等  →30万円以下罰金</p>
	<p>第32条（指示、登録の取消、事業の停止等）  都道府県知事は、浄化槽工事について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽工事業者に対し、必要な指示をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、浄化槽工事業者が次の各号の1に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>四 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。</p>	<p>第59条（罰則）  命令違反  →1年以下懲役  150万円以下罰金</p>
	<p>第33条（建設業者に関する特例）  第二十一条から第二十八条まで及び前条の規定は、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に規定する建設業者であって同法別表第一下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けているものには、適用しない。</p> <p>2 前項に規定する者であって浄化槽工事業を営むものについては、同項に掲げる規定を除き、第二十一条第一項の登録を受けた浄化槽工事業者とみなしてこの法律の規定を適用する。</p> <p>3 第一項に規定する者は、浄化槽工事業を開始したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があったとき又は浄化槽工事業を廃止したときも同様とする。</p>	<p>罰則なし</p>
<p>共 通</p>	<p>第53条（報告徴収、立入検査等）  当該行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる者にその管理する浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は業務に関し報告させることができる。  一 浄化槽管理者  三 浄化槽工事業者  四 浄化槽清掃業者</p> <p>2 当該行政庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、前項第一号又は第三号から第七号までに掲げる者の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。</p>	<p>第64条（罰則）  未報告、虚偽報告  →30万円以下罰金</p> <p>第64条（罰則）  拒否、虚偽答弁等  →30万円以下罰金</p>

# 法定検査結果について（7条関係）

財団法人岐阜県環境管理技術センター  
浄化槽検査課長 田中義勝

## 7条検査における主な不適正内容

- 未接続・管きよの勾配不良
- 送風機（空気配管）の設置不備
- 雑排水の垂れ流し
- 管きよでの処理水、汚水の停滞
- 槽内のばっ気・逆洗への影響

表－1 7条検査における地域振興局別検査基数

### 7条検査

地域振興局名	検査検討
岐阜地域	1,051
西濃地域	1,035
中濃地域	599
東濃地域	629
飛騨地域	385
計	3,699

7条検査期間：H16年4月～12月

### (1) 工事関係の主な不適正

- ① 処理対象水（雑排水）が未接続である。
- ② 管きよの破損等（漏水など）がある。
- ③ 送風機の空気配管に破損、誤配管等がある。
- ④ 流入管きよ・放流管きよの勾配不良により、汚水・処理水の停滞や汚物の堆積により閉塞がある。

表－2 7条検査における地域振興局別不適正所見別発生状況

### 7条検査 工事関係

地域振興局名	未接続	管きよの破損	送風機 （空気配管）	勾配不良
岐阜地域	9	3	2	4
西濃地域	19	2	1	1
中濃地域	2	1	1	0
東濃地域	8	4	2	0
飛騨地域	2	0	0	0
計	40	10	6	5

7条検査期間：H16年4月～12月

(2) メーカー関係の主な不適正

- ① 循環装置が故障している。
- ② 逆洗装置が故障している。
- ③ 担体設備の固定が不良である。
- ④ ばっ気装置が故障している。
- ⑤ 送風機が故障している。
- ⑥ 汚泥返送装置が故障している。

表－3 7条検査における「メーカー関係」地域振興局別不適正発生状況

7条検査 メーカー関係

地域振興局名	循環装置 関係	逆洗装置 関係	担体設備 関係	ばっ気装置	送風機関係	汚泥返送 装置
岐阜地域	9	3	3	1	3	1
西濃地域	10	0	2	3	1	1
中濃地域	5	4	1	1	0	1
東濃地域	11	5	3	0	1	1
飛騨地域	0	0	0	0	0	0
計	35	12	9	5	5	4

7条検査期間：H16年4月～12月

(3) 保守点検関係の主な不適正

- ① 処理水槽に堆積汚泥が多量に発生している。
- ② 生物膜の状態に異常（肥厚化）がある。
- ③ 循環装置の設定が不良である。
- ④ 担体流動槽の汚泥堆積、水位上昇、水流異常がある。
- ⑤ 沈殿槽にスカムが多量発生し、流出している。
- ⑥ 嫌気ろ床槽の閉塞による水位異常がある。
- ⑦ 生物ろ過槽の閉塞による水位異常がある。

表－4 7条検査における「保守点検関係」地域振興局別不適正発生状況

7条検査 保守点検関係

地域振興局名	処理水槽に 汚泥堆積	生物幕の異常	循環装置関係	担体流動槽に 異常	沈殿槽の 汚泥堆積
岐阜地域	10	4	4	0	2
西濃地域	7	9	4	3	2
中濃地域	7	4	6	2	5
東濃地域	5	9	7	13	0
飛騨地域	1	2	0	0	0
計	30	28	21	18	9

7条検査期間：H16年4月～12月

(11検査関係は次号に掲載します。)

# 「浄化槽法の一部を改正する法律」成立

浄化槽法の一部を改正する法律案が、5月13日参議院本会議で可決成立、5月20日公布（法律第47号）されました。以下改正要綱を掲載します。

## 浄化槽法の一部を改正する法律要綱

### 第一 目的の改正

この法律の目的において、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図ることを明示するものとする。 （第一条関係）

### 第二 浄化槽から放流される水の水質についての技術上の基準の創設等

- 一 環境大臣は、浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質について、環境省令で、技術上の基準を定めなければならないものとする。 （第四条第一項関係）
- 二 浄化槽の構造基準は、これにより一の技術上の基準が確保されるものとして定められなければならないものとする。 （第四条第三項関係）

### 第三 浄化槽設置後等の水質に関する検査の検査時期の見直し

浄化槽設置後等の水質に関する検査の検査時期を見直し、環境省令で定める期間内に受けなければならないものとする。 （第七条第一項関係）

### 第四 浄化槽の維持管理等に対する監督の強化

- 一 浄化槽の水質に関する検査についての勧告及び命令等 （第七条の二及び第十二条の二関係）
  - 1 都道府県知事は、浄化槽管理者に対し、浄化槽の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができるものとする。
  - 2 都道府県知事は、浄化槽管理者が浄化槽の水質に関する検査を受けていないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、当該検査を受けるべき旨の勧告をすることができるものとする。
  - 3 都道府県知事は、2の勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
- 二 指定検査機関は、浄化槽の水質に関する検査を実施したときは、遅滞なく、環境省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならないものとする。 （第七条第二項及び第十一条第二項関係）
- 三 浄化槽管理者は、浄化槽の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならないものとする。 （第十一条の二関係）

### 第五 報告徴収及び立入検査に係る規定の整備

- 一 行政庁が行う報告徴収の対象に浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者

及び浄化槽管理士を追加するもむのとすること。 (第五十三条第一項第五号関係)

二 行政庁が行う立入検査の対象に浄化槽製造業者並びに浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者及び浄化槽管理士を追加するものとする。 (第五十三条第二項関係)

## 第六 罰則

第四の一の三による命令に違反した者及び第四の三による届出をせず、又は虚偽の届出をした者について、所要の罰則を設けるものとする。 (第六十六条の二及び第六十八条は関係)

## 第七 その他

- 一 この法律は、平成十八年二月一日から施行するものとする。
- 二 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、改正後の浄化槽法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の浄化槽法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 三 その他所要の規定を整備するものとする。

## 揖斐川町が下水道事業計画見直し

### 合併浄化槽併用で建設コスト大幅削減

揖斐川町は3月18日、旧揖斐川町で計画していた下水道事業計画の見直しを発表した。建設コスト削減を狙った計画変更で当初計画より63億6,300万円を削減した。

旧町では平成13年、全域で管路をつなぐ集合処理の整備を決定。計画では5,425世帯で管路延長は247キロ、工事費は総額222億5,600万円だった。だがその後、旧町は建設費や維持管理コストの面から事業の見直しに迫られていた。今回の見直しは集落と離れた家庭には合併浄化槽を設置することに変更。3,569世帯を集合処理にし、612世帯に浄化槽を配備。工事費は計158億9,300万円とした。宗宮孝生町長は「合併後の新町に負担をかけない方策で実施する」としている。(3月20日 岐阜新聞より)

## 全国浄化槽法定検査実施率（平成15年4月1日～16年3月31日）

### 7条検査

都道府県名	実 施 率	
	全 数	うち合併
北海道	94.4%	94.5%
青森県	100.0%	100.0%
岩手県	100.0%	100.0%
宮城県	99.9%	99.9%
秋田県	100.0%	100.0%
山形県	85.9%	85.4%
福島県	89.4%	88.5%
茨城県	100.0%	99.3%
栃木県	100.0%	100.0%
群馬県	100.0%	100.0%
埼玉県	40.1%	40.1%
千葉県	35.2%	35.1%
東京都	56.9%	56.7%
神奈川県	52.5%	52.3%
新潟県	85.9%	85.8%
富山県	82.6%	83.4%
石川県	98.5%	98.5%
福井県	83.4%	83.2%
山梨県	55.9%	55.7%
長野県	100.0%	100.0%
岐阜県	99.9%	99.9%
静岡県	69.9%	69.9%
愛知県	41.6%	41.6%
三重県	97.5%	96.9%
滋賀県	100.0%	100.0%
京都府	57.8%	70.9%
大阪府	100.0%	100.0%
兵庫県	100.0%	97.6%
奈良県	100.0%	100.0%
和歌山県	92.1%	91.2%
鳥取県	96.6%	99.6%
島根県	100.0%	100.0%
岡山県	100.0%	100.0%
広島県	100.0%	100.0%
山口県	89.3%	89.4%
徳島県	100.0%	100.0%
香川県	100.0%	100.0%
愛媛県	100.0%	100.0%
高知県	91.0%	90.9%
福岡県	100.0%	100.0%
佐賀県	100.0%	100.0%
長崎県	95.6%	96.3%
熊本県	100.0%	100.0%
大分県	94.8%	94.8%
宮崎県	100.0%	100.0%
鹿児島県	100.0%	100.0%
沖縄県	97.2%	97.2%
合計	84.4%	84.3%

（参考H14 84.2% 83.3%）

### 11条検査

都道府県	実 施 率	
	全 数	うち合併
北海道	53.9%	85.2%
青森県	33.6%	62.6%
岩手県	50.5%	56.5%
宮城県	68.0%	82.3%
秋田県	49.1%	67.5%
山形県	45.7%	69.3%
福島県	5.2%	11.6%
茨城県	7.8%	17.7%
栃木県	1.7%	2.2%
群馬県	9.0%	12.6%
埼玉県	3.4%	11.5%
千葉県	4.6%	14.1%
東京都	5.1%	18.6%
神奈川県	9.8%	34.3%
新潟県	7.5%	53.3%
富山県	10.9%	43.7%
石川県	6.8%	52.6%
福井県	6.5%	17.6%
山梨県	5.1%	27.8%
長野県	18.4%	23.4%
岐阜県	80.4%	93.8%
静岡県	2.4%	15.2%
愛知県	4.6%	26.9%
三重県	19.5%	35.4%
滋賀県	12.4%	15.3%
京都府	14.2%	30.7%
大阪府	2.4%	9.0%
兵庫県	25.0%	58.4%
奈良県	6.5%	18.9%
和歌山県	11.1%	37.5%
鳥取県	30.5%	56.1%
島根県	20.2%	69.5%
岡山県	76.0%	95.0%
広島県	15.8%	51.2%
山口県	40.8%	61.1%
徳島県	31.8%	55.7%
香川県	8.1%	16.9%
愛媛県	11.3%	58.4%
高知県	51.8%	73.9%
福岡県	51.2%	78.1%
佐賀県	70.4%	83.7%
長崎県	67.0%	74.0%
熊本県	38.8%	73.1%
大分県	16.4%	57.2%
宮崎県	8.6%	26.8%
鹿児島県	8.4%	10.0%
沖縄県	2.9%	22.4%
合計	16.5%	39.1%

（参考H14 15.7% 37.9%）

（注）検査実施基数が検査対象基数を上回っている場合は実施率を100%とした。